

○高知よさこい情報交流館条例

平成25年4月1日

条例第59号

(設置)

第1条 全国に広がるよさこい祭りの発祥の地である本市において、市民、観光客等へ本家のよさこい祭りを広く紹介し、その情報の提供及び発信をするとともに、よさこい祭りを通じた人々の交流の場を提供することにより、よさこい祭りの更なる発展を図り、もって本市の観光の振興に資するため、高知よさこい情報交流館（以下「情報交流館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 情報交流館の位置は、次のとおりとする。

高知市はりまや町一丁目10番1号

(事業)

第3条 市は、情報交流館において次に掲げる事業を行う。

- (1) よさこい祭りについての道具、写真、書籍等の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) よさこい祭りについての情報の発信に関すること。
- (3) よさこい祭りを通じた人々の交流の促進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

(情報交流館の管理等)

第4条 市長は、情報交流館の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に情報交流館の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年条例第69号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報交流館の維持管理に関する業務
- (2) 第3条の事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 情報交流館の開館時間は、午前10時から午後6時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 情報交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(1) 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合を除く。

(2) 12月29日から翌年の1月1日までの日

(入館料)

第8条 情報交流館の入館料は、無料とする。

(入館の制限及び退館)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、情報交流館への入館を禁止し、又は情報交流館から退館させることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は情報交流館の展示品、施設若しくは設備器具等を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき。

(2) 管理上必要な指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが適当でないと認められるとき。

(損害の賠償等)

第10条 情報交流館を利用した者が、情報交流館の展示品又は施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。